

北海道学校給食用牛乳供給実施方針

(最終改正：令和6年(2024年)1月12日付け畜産第2139号)

学校給食用牛乳供給対策要綱第7の1に基づき、本道における学校給食用牛乳の供給価格等の決定、供給の合理化及び消費の拡大に関する実施方針について、次のとおり定める。

1 学校給食用牛乳の位置付け

本道の酪農は、恵まれた土地資源と豊かな草資源のもと、本道農業の基幹作物として、また地域経済を支える重要な産業の一つとして発展してきた。乳用牛の飼養戸数は年々減少しているが、一方で飼養規模は拡大傾向にあり、生乳生産量は全国の過半を占め、本道酪農は重要な位置付けにある。

また、道内の飲用牛乳の消費量は、平成18年の25万トン进行ピークに減少傾向にある。

牛乳は、人の成長と健康に必要な良質なタンパク質や脂質、糖質、カルシウムなどをほどよく含む、ほぼ完全な栄養食品として、不足しがちな栄養素を手軽に補給できる優れた機能を有する食品である。

こうした牛乳を成長期の児童・生徒に継続的に給食を通じて供給することは、体位・体力の向上とともに、牛乳飲用習慣の形成や牛乳の正しい知識の理解の醸成につながるものであり、道内の飲用牛乳の消費の拡大・定着に大きく寄与するものである。

このようなことから、本道酪農の安定的発展と学童の体位の向上等を図る上で学校給食用牛乳が果たしている意義は大きく、引き続きその推進を図っていく必要がある。

2 生乳生産・乳業等の現状と課題

本道の生乳は、その多くが指定生乳生産者団体（ホクレン農業協同組合連合会）により販売されており、販売乳量の約2割が道外移出分を含む飲用牛乳等に、残りがバターや脱脂粉乳、生クリーム、チーズなどに仕向けられている。なお、学校給食用牛乳向けは、道内の飲用向けの約1割を占めている。

乳業工場は、酪農地帯に乳製品工場があり、都市部には飲用工場が立地している。また、地域の特色を生かした牛乳乳製品を製造する工場が全道各地にあり、本道において学校給食用牛乳を供給している乳業工場ではHACCPに沿った衛生管理が求められている。

本道の酪農及び乳業の安定的な発展を図るためには、酪農経営の体質強化と併せて、乳業の合理化や安全性確保の強化などを図っていくことが重要であり、安全で品質の高い学校給食用牛乳の供給を一層推進する観点から、「品質保証・危機管理マニュアル」の遵守とともに、学校給食用牛乳の製造に関する衛生管理基準を作成し、定期的な知事等による立入指導等を受けた上、「北海道HACCP自主衛生管理認証制度」の認証を受けるなど、更なる衛生管理技術の向上のための関連対策の活用を図っていく必要がある。

3 消費拡大（牛乳）のために講じている施策と今後の消費拡大の方針

本道では、道産生乳の需要を拡大するため、北海道指定生乳生産者団体（ホクレン農業協同組合連合会）及び北海道牛乳普及協会を中心に関係団体・機関の連携協力のもと牛乳の消費拡大に取り組んでいるが、飲用牛乳消費の減少傾向が続いていることを踏まえ、直接飲用することのほか、料理における食材としての活用なども視野に、引き続き関係機関連携のもと、取り組んでいく必要がある。また、中学校卒業後に牛乳飲用量が減少している実態を踏まえ、学校給食終了後の牛乳飲用習慣の定着方策についても、取り組んでいく必要がある。

4 学校給食への牛乳供給に係る道の方針等

(1) 供給価格等の決定について

① 公正な競争条件の確保措置

「学校給食用牛乳供給対策要綱（昭和39年8月31日文体給第265号文部事務次官、39畜A第5421号農林事務次官）」第6の1を踏まえ、学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者について、安定的かつ効率的な供給を確保するため、「北海道学校給食用牛乳供給事業に係る供給価格等決定要領」（以下「決定要領」という。）を定め、本要領に基づき競争条件を整備し、厳正で公正な決定を行うものとする。

② 保護者負担額等について

知事は、保護者負担額について、北海道教育庁と協議の上、次により算出して定める。

ア 不利な供給条件に基づき掛増しとなる経費相当額の一部（以下「補助額」という。）を「持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（令和4年4月1日付け3農産第3174号）」（以下「交付等要綱」という。）に基づき次の式により算出する。

$$\text{補助額} = \text{地域振興5法指定地域が含まれている区域の供給本数} \\ \times 0.5\text{円以内}$$

注1 供給本数とは、200cc当たりの本数をいう。

2 地域振興5法指定地域とは、離島振興法（昭和28年法律第72号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）の指定地域（市町村を単位とする。）をいう。

イ 道内保護者負担額を均一化するため、アにより算出された補助金額を総供給予定数量によって加重平均した価格を全道平均保護者負担額とする。

③ 牛乳代金等の精算について

学校給食用牛乳等供給推進事業の事業実施主体は、区域ごとの供給価格及び供給量に基づいて供給事業者を支払うべき総額が、学校からの受領額及び国からの補助金の合計額と等しくなるよう精算を行うものとする。

(2) 供給の合理化について

学校給食用牛乳の供給においては、衛生面における安全確保に留意しつつ、その合理化を図ることにより保護者の負担軽減を推進する。具体的には、合理化のための施設機器等の整備や学校関係者等及び乳業者等による効率的配送・受入についての検討・協議を行い、実効ある合理化方策の実施を促すものとする。

(3) 消費の拡大について

学校給食における牛乳の普及状況等にかんがみ、成長期の児童・生徒に必要な栄養を供給する観点から、献立への一層の利用拡大を図るため、牛乳の優れた食品特性についての啓発や栄養士、保護者、学校関係者等への理解の促進について教育委員会などと連携して取り組んで行く必要がある。

また、教育委員会等と十分に連携し、酪農・乳業へのふれあいの場の提供を進め、地域での飲用等の拡大を図る。

近年、就学日数の減少や給食普及率等から学校での飲用機会の大幅な増加が見込みがたい状況にあることを踏まえ、学校単位での日数拡大に向けた取り組みや地域の特色ある食材と牛乳の組合せによる給食メニューの開発・普及など牛乳飲用等の機会の拡大について、教育委員会はもとより地域の関係者と密接に連携し取り組んでいく。また、飲用習慣の定着方策についても、関係者の意見を取り入れつつ、事業実施主体と連携して具体的な取組を検討する。